第二十一項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第一項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二項第二号中「百十以上百二十未満」を「百以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十七項を削り、同条第十六項中「第百五十七条第二項第一号ニ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第百五十七条第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第百五十七条第二項第一号ハ」を「第百五十七条第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第百五十七条第二項第一号ロ」を「第百五十七条第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四中第十三項を第十四項とし、第十一項及び第十二項を削り、同条第十項中「第百五十七条第一項第三号ホ」を「第百五十七条第一項第三号ヘ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第百五十七条第一項第三号ロ」を「第百五十七条第一項第三号ニ」に、「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第百五十七条第一項第三号ハ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9　法第百五十七条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが六十五以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10　法第百五十七条第一項第三号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第七項第二号中「百十以上百二十未満」を「百以上」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第百五十七条第一項第一号ホ」を「第百五十七条第一項第一号ヘ」に改め、同項第二号中「百十以上百十五未満」を「百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百五十七条第一項第一号ニ」を「第百五十七条第一項第一号ホ」に改め、同項第二号中「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百五十七条第一項第一号ハ」を「第百五十七条第一項第一号ニ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百十五以上百二十未満」を「百二十以上百二十五未満」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第十八項中「第百五十七条第二項第二号ロ」を「第百五十七条第二項第二号」に改め、同項第二号中「百十未満」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十二項を削り、同条第二十一項中「第百五十七条第二項第三号ニ」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第百五十七条第二項第三号ロ」を「第百五十七条第二項第三号ハ」に、「百五以上百十未満」を「百十以上百十五未満」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている」を「おいてその旨が明らかにされている」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第